

『法と経済学』：R. H. Coaseは何を主張したか

著者	鍛冶 邦雄
雑誌名	関西大学商学論集
巻	54
号	5
ページ	27-36
発行年	2009-12
URL	http://hdl.handle.net/10112/825

『法と経済学』

——R. H. Coaseは何を主張したか——

鍛 治 邦 雄

I. 『法と経済学』とR. H. Coase

1970年ころからおよそ四半世紀にわたって、アメリカ合衆国では、新古典派経済理論の強い影響の下で、『法と経済学 (Law and Economics)』と呼ばれる一連の研究が盛んに行われた¹⁾。現在、その熱狂的ともいえる盛行は落ちつきをとり戻し、『法と経済学』現象にたいする冷静な観察や評価も現れ始めている。

たとえば、2009年に出版された*Black's Law Dictionary*, 9th edition, のLaw and Economicsの項目では、「法の経済学的分析を唱道する一つの学問方法 それに従えば、ある法的ルールから別のものへの変化が配分の効率性や社会的富を増加させるか減少させるかを決定するためには、法的諸ルールは費用対便益分析を受けることになる。法と経済学は元々は、反トラスト政策のためのアプローチとして開発されたが、今日では、その主唱者たちによって種々の法的問題を説明し解釈するために用いられている。(2) 学者がこの学問方法に忠実に従う分野や動向。(3) これらの学者たちによって産み出された業績の集積²⁾。」と記述されている。費用対便益分析を中核に、効率性を基準とする法研究の一つの方法(法研究における適用領域や重要性については別として)という理解に留まるものである。

1980年代においては、『法と経済学』をもっと大きな役割を担うものとする傾向が強まっ

1) 1983-5年にコーネル大学に滞在し、この熱気に直接に触れた内田 貴は、活発に行われた『法と経済学』研究の概要を帰国後に紹介している。研究はいくつかのグループに分類されているが、いずれも効率(性)を基準とする法の解釈・説明という点では共通していることに、内田は注目している。内田 貴『契約の再生』(弘文堂、1990年)、「IV 原理としての死 二 効率性」。滞在中の体験でいかに大きな触発を受けたかを、同書のはしがきで内田は率直に語っている。同書2ページ。

『法と経済学』における経済学が新古典派経済理論を指していることはいうまでもない。たとえば、代表的なテキストの一つである、Robert Cooter & Thomas Ulen, *Law and Economics*, では、テキストの構成を示した第一章につづいて、ミクロ経済学の概略を紹介する第二章を置く体裁をとっている。4th edition (Pearson Addison Wesley, 2004)。なお、太田勝造訳『新版 法と経済学』(商事法務、1997年)は、同書の第二版の抄訳である。もちろん第二版においても同じ体裁がとられている。

2) Bryan A. Garner (*Editor in chief*), *Black's Law Dictionary*, 9th ed. (Thomson Reuters, 2009), p.963.

ていた。D. Friedmanはつぎのように述べている。「法の経済学的分析は三つの、独立してはいるが関連する試みを含むものである。第一は、法的ルールの効果を予測するために経済学を用いる。第二は、法的ルールはいかなるものであるべきかを推奨するために、どんな法的ルールが経済的に効率的かを決定するのに経済学を用いる。第三は、法的ルールが将来どんなものになるかを予測するために経済学を用いる。これらにうちで、第一は主に価格理論の適用であり、第二は厚生経済学の、第三は公共選択論のそれである³⁾。」三つの経済学的分析の試み、それぞれについてFriedmanは慎重な検討を行っているが、価格理論の適用について、当事者双方が契約と価格で結ばれている事例では、契約条件に法的に課される変化が市場価格の変化を生むという認識が、法的分析への経済学の重要な寄与であると指摘している。逆に、法のありべき姿の推奨や将来的変化の予測について、すなわち、法的ルールに処方なす面で、経済学的分析では、法の唯一の目的が経済的効率性の促進であるべきだという前提で議論が始まることに、疑問を呈している⁴⁾。Friedmanの危惧にもかかわらず、1980年代には、いわゆる効率性の基準が、明示されたり、暗黙の(当然の)前提とされるなど、法の説明や解釈において重視され、法の経済学的分析が「法の処方」箋を書くうえで大きな拠り所とされる風潮が強く存在した。

『法と経済学』が、新古典派経済理論の強い影響下で発展していったことは、その発展の方向に著しい制約を与えた。理想的な競争状態を想定して組み立てられた理論を出発点に、そこから演繹的に導き出される結論を実現されるべき理想的モデルとして提示する経済理論と、その理論がもっとも重視する効率性の基準を法の分析の中心に据える法解釈や法発展予測とが分かちがたく結びついていた。法の分析に独自の基準にもとづくアプローチが存在していることを認めたくえで、効率性の基準をその一側面として受け容れ、それを法の存在や変化のもたらす社会的効果の解明に生かしていくという法学の独自性を重視する主張は後景に退きがちであった。『法と経済学』は、法学の経済学(新古典派経済理論)への還元あるいは解消という発想にまで進みうる可能性を秘めたものとなっていた⁵⁾。

法と経済学を結びつける研究の必要性を提唱した研究者の一人が、Ronald H. Coaseであることはよく知られている。しかし、Coaseが何のためにいかなる内容の主張を行ったのかについては必ずしも明解な理解をえられているわけではない。19年間(1964-1982年)にわたって務めた*Journal of Law & Economics*の編集者を引退したときに、Coaseがこの*Journal*と法の経

3) John Eatwell, Murray Milgate & Peter Newman (eds.), *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, (Macmillan Press & others, 1987), p.144.

4) David Friedman 'law and economics,' *ibid.*, pp.145-47.

5) Richard A. Posnerは、*Harvard Law Review*の100周年記念号で、直前の四半世紀における「自律的な学問として法学」という信念の衰えを指摘し、それをもたらした要因の検討を行っている。Richard A. Posner 'The decline of law as an autonomous discipline: 1962-87,' *Harvard Law Review*, vol.100(1987), pp.761-80.

経済学的研究に果たした功績を紹介した記事の中で、「特定の市場が実際にはどのように動いているのか、いかなる要因が当事者たちが行う取引や契約のタイプを決定するのか、また、法律や法的制度が市場を形成するのに果たす役割(は何か)を調査しようと(自身も)努め、また、シカゴその他の学部構成員を励ました⁶⁾。」と記されている。さらに続けて、Coaseが、この分野での研究をさらにすすめるために、*Journal*を発表の場として提供し、寄稿者への助言を行ったことから、他に類のない*Journal*が誕生し、実際の市場の法的および経済的分析に興味をもつかなり多くの研究者が育てられたことにも言及されている⁷⁾。表面的にはこの通りであろうが、Coaseの主張の真意がChicagoでそれに相応しい理解をえていたかどうかは定かではない。1981年5月に、“Intellectual History of Law and Economics”と銘打った会議がLos Angelesで催されている。会議の目的の一つが、*Journal of Law & Economics*の創刊者・初代編集者であるAaron Director、および、Ronald Coaseの業績を記念することにあつたと言われているが、同*Journal*に後ほど公開された会議記録⁸⁾を読むかぎり、参加者にその意図が十分に理解されていたとは思われない。とりわけ、Milton FriedmanやGeorge A. StiglerなどのChicagoからの出席者の発言にこの点が顕著である。

Chicagoで1958年に、A. Directorが*Journal of Law & Economics*を創刊した。当時、Virginiaの大学に在職していたR. H. Coaseがこれを読んで自分の論文を投稿したことが、CoaseとChicagoとのその後の長い係わりの切っ掛けとなった。この論文は*Journal*の翌号(1959年)に掲載されるが、論文中のCoaseの主張の一部分をめぐって、彼とChicagoのメンバーとのあいだで激しい論争が行われた。それは、A. C. Pigouが『厚生経済学』の中で述べている、他人にたいして有害な行動をとる人々を抑制するためにある種の政府の行動が必要とされる、という結論にたいするCoaseの批判的コメントに関してであった。Coaseの主張は、Pigouが前提とする諸条件の下では、諸資源の配分のための価格づけを用いることにより問題は解決してしまうというものであった。問題の原因となっている事物に財産権を設定すれば、その権利が十分に明確に定められ、また、それが取引しうるものであるかぎり、最適の結果を生じさせるために移転され、組み合わされる。生産物の価額を最大にするという究極的な結果は、出発点の権利が何であるか(法的状態がどうか)とは独立している。のちにCoaseは、「生産物価額を最大化するという究極的な結果は、かりに価格システムが費用なしに機能するものと仮定するのであれば、法システムから独立である⁹⁾」と定式化している。Chicago側の求めに応じて、

6) Willam M. Landes, Dennis W. Carlton & Frank H. Easterbrook 'On the resignation of Ronald H. Coase,' *Journal of Law & Economics*, vol. 26 (1983).

7) *ibid.*

8) Edmund W. Kitch (*Editor*) 'The fire of truth : A remembrance of law and economics at Chicago 1932-1970', *ibid.*, pp.163-234.

9) R. H. Coase, *The Firm, the market and the Law*, (The University of Chicago Press, 1988), p.14. 宮沢健一、後藤 晃、藤垣芳文訳『企業・市場・法』(東洋経済新報社、1992年)、16ページ。訳文は少し変更した。

1960年にCoaseはChicagoを訪れ、編集者Directorの家で「経済学の歴史でもっとも伝説的な論争の一つ¹⁰⁾」が演じられることになった。Chicago側の参加者の中には、M. FriedmanやG. A. Stiglerを始め、A. Herberger, L. Mintsなども含まれていたが、Coaseは終始一貫してその立場を変えることはなかった。

論争の直接の結果として論文「社会的費用の問題」が生み出された。

II. R. H. Coaseと経済学

Coaseが、Pigouにたいする批判として指摘した論点は、「社会的費用の問題」では第三節、第四節としてまとめられている¹¹⁾。その結論は、G. A. Stiglerたちにより「コースの定理」として定式化され、よく知られるものとなったが、完全競争のもとでは、私的費用と社会的費用とは等しいという単純かつ明快な形に要約できる。もしある経済活動が経済的な（取引きを通して処理される）関係にかかわりない結果を生み出しているのであれば、とりわけ摩擦や紛争の原因となっているのであれば、適当な対象を選んで財産権を設定し、価格を与えて取引きしうる形態にすれば、制約がなく自由に取引きが行われる市場の中で問題を生じさせることなく最適に処理されてしまう。当初に設定される財産権がどんなもので誰に与えられるのかとは無関係にこの財産権は価格のシステムを通して、それをもっとも効率的に使用しうる者に帰属し、社会的にも個人的にも最適の結果を生み出す状態へと調整される。ただし、市場を利用するための費用が（価格システムが機能するための費用）が一切かからないという条件の下では。この結論は何も「コースの定理」と名付けるほどのものではない。完全競争を制約する条件さえなければ、財やサービスと並んで権利も取引きの対象となり、市場で価格システムにより、効率性を基準として最適の結果を生むように配分されるというだけのことで、権利を資源として新古典派の資源配分論にとり入れたにすぎない。権利については、法システムとのかかわりが当然のこととして存在する。費用の概念でこのかかわりを処理し、しかも費用がかからないと想定することにより、権利を本来有する法システムとのかかわりから切り離したうえで議論が組み立てられているのである。

Coase自身はこの点についてつぎのように述べている。「取引の費用のない世界は、とても奇妙な性質をもつ。……（中略）……このような世界の性質を検討するのに、時間を費やしてもあまり意味があるとも思えない。私の議論が示唆していることは、われわれの現実の世界を研究できるように、正の取引費用の存在を経済分析のなかにとり込むことの必要性である。ところが、私の論文の与えた影響はこれとは異っている。学会誌でいろいろと論じられたのは、

10) Steven N. S. Cheungの言である。'Coase, Ronald Harry (born 1910),' in John Eatwell & others (eds.) *op.cit.*, p.456.

11) R. H. Coase, *op.cit.*, pp.96-104. 宮沢健一他訳前掲書, 112-120ページ。

もっぱら取引費用がゼロの世界についての命題である「コースの定理」についてであった¹²⁾。」

法システムとのかかわりを考えれば、実際には、何にたいしてどんな内容の財産権を設定するのか。そして、それらをどの範囲の誰に帰属させるのか。その財産権に価格を持たせ、自由に取引させせることは容認できるか。できるとすれば、障害をとり除き取引する場を設けるには何をしなければならないか等、いくつもの課題があり、いうまでもなく、これらは法システム独自の基準にもとづいて検討されるべきことである。そして、これらの課題の検討と解決には、当然のことながら、費用が重要な側面として含まれている。財産権の設定と自由な取引のために必要となる費用を見積り、価格システムにより配分されていくことでもたらされる便益を推計することが経済学的アプローチに求められる。費用はゼロです、あとは価格システムで最適に処理されますよと保証して済ませることではない。法や制度の存続や変更が費用を伴うものである以上、それらが価格システムにどんな影響を与え、逆に価格システムを通じてどんな結果を生むのかを価格システムとかわらせて考察検討することは、法や制度の選択において重要な一つの基準を提示する。この場合には、費用はゼロという前提はまったく無意味でしかない。(念のために重ねていえば、費用の面から提示される基準が、法や制度にかんする問題の処理の唯一の基準というわけではない)。

Coaseが第三・四節で、あえて取引費用がゼロの世界をとりあげたのには一つの狙いがあったからである。「むしろそこでのねらいは、分析を展開するための簡単な土俵を設定すること、そうしてより重要なことは、経済システムを構成する諸制度のあり方の決定において、取引費用が果たす、あるいは果たすべき基本的な役割を、明らかにすることにある¹³⁾。」Stiglerが行った定式化とそれが「コースの定理」と呼ばれて、Coaseの主張の文脈から切り離されて独り歩きする結果となることは、少なくともCoase自身の意図したことであるとはいえない。

Coaseはさらに、Pigouの見解がもつもう一つの弱点についても、のちに詳しく説明している。「ピグーの基本的立場は次のようなものであると述べた。すなわち、経済システムの働きに欠陥が見い出された場合、これはなんらかの政府の行動を通じて正される、という立場である¹⁴⁾。」Pigouは公的機関の介入について、なんらかの公的機関の介入によって国民的利益(national dividend)が増加するか、という問題を呈示しながら、結局は、政府機関の構造や方法の発達を理由に、完全に機能しうる公的組織の存在を想定する立場に陥ってしまう。その結果、公的介入のあり方に欠陥があり、公的介入がむしろ事態をいっそう悪化させてしまう状況を検討することが回避されることになる。Coaseは、Pigouが、経済制度の働きについてなんら詳細な研究を行わず、もっぱら二次的な文献から自分の想定に都合のよい例を見つけ出し、自らの見

12) *ibid.*, pp.14-5. 同訳書, 16-17ページ。

13) *ibid.*, p.13. 同訳書, 15ページ。

14) *ibid.*, p.20. 同訳書, 22ページ。

解を根拠づけるという研究態度であったことがこの結果をもたらしたと指摘している¹⁵⁾。Coaseから見れば、公的介入がもたらす費用と便益を実際場で検討することこそが重要であり、根拠のあいまいな想定の下で議論を展開することは現実からの遊離をさらに大きくして、問題の適切な解決をいっそう困難にするだけである。

新古典派経済理論にたいしてCoaseのとっている態度は、微妙であるとともににはなはだ興味深いものである¹⁶⁾。彼は、理論そのものについて直接に論評することには抑制的といえるかも知れない。彼にとって関心があるのは、新古典派経済理論の特徴とされる演繹的体系と現実の世界との関係である。単純でかつ自明なくつかの命題を前提として、そこから演繹的論理操作を重ねていくことにより構成された理論、新古典派経済理論はこのような体系であると考えられている。もしそのことが妥当であるとすれば、演繹的論理体系が共通してもつ欠陥を免れることはできない¹⁷⁾。この論理体系から演繹的操作により導き出された諸結論やそれとむすびつけて想定される諸事象は、けっして現実世界のあるべき姿でも、現実世界がそれに向かって歩むべき理想的モデルでもない。むしろ、現実世界の諸事象との照合を必要とする仮説にすぎない。照合が確かめられればその理論の一応の(さし当てる)妥当性が保証されることになる。照合が確かめられなければ、あるいは否定されれば、前提条件をさしかえ、新たに理論を組み立てねばならないが、部分的な修正で済むこともあり、全面的改訂を要することもある。これはあくまでも事実が存在するか否かにかかわる問題であり、理論そのものの内部から答えを導き出せる問題ではない。理論が現実を変革すべき基準を与えるのではなく、現実の検証や分析が理論の「正当性」を担保するのである。当然のことであるが、現実の検証を理論の概念操作で代替させることはできない。

Coaseが時折用いる“Blackboard Economics”という言葉は、現実世界と理論との上述の関係を頭においての発言ではないかと推測される。黒板の前でのみ作業する教師は、解決を求められる問題が生じるたびに、修得した理論の中から答えを導き出そうとする。そして、得た結論を理想的解決策として推奨する。ちがうよ、現実がどうなっているのかを確かめる作業が大事だよ、それによって初めて理論がどこまで役に立つのか、その有効性も明確になるよ。Coaseの声がこう言っているように聞こえてくる。

15) *ibid.*, pp.22-3. 同訳書, 24-5 ページ。

16) 法学者としてR. H. Coaseの経済学の検討を行った、勇氣ある試みとしては、亀本 洋「ロナルド・コースのリアリズム経済学——コース理論の検討のための覚書——」, 法学論叢164巻1-6号合併号(2009年), 134-146ページ。Coaseが新古典派経済理論をとりあげるのは、自らの主張を展開していくうえで、それとはまったく対照的な新古典派経済理論のいくつかの特徴を明らかにし、それと対比することによって、主張の内容を明確にするためである。必要のないところで批判的な言説を行うことはしない。また、当然のことではあるが、新古典派経済理論が明示的に(また、暗黙のうちに)設定した諸前提のもとでは、それが妥当することを十分に認めている。しかし、そこでしか妥当しないことははっきりと認識している。

17) 演繹的体系がもつ不可避な欠陥と仮説演繹法、さらに理論と観察については、戸田山和久『科学哲学の冒険』(NHKブックス, 2006年)第2章。

Coaseにとって『法と経済学』とは、現実世界への対応に当たっての経済学的研究のあり方、そして、それとの関連で必要となってくる経済理論の再構成の問題であった。経済活動の場とされる市場そのものが具体的な構造をも一つのシステムであり、他の諸社会システム、とりわけ法システムの下で存在し、それらの社会システムと関係・影響しあっている。Coaseにとって『法と経済学』は、法システムの存在や変化が市場システムにいかなる変動をもたらすのか、現実の世界の具体的な分析を積み重ねて、経済理論の再検討・再構成をもめざそうとする試みの一つであるといえることができる。

Coaseはつぎのように述べている。「もし私たちが取引費用ゼロの秩序（理論でのみ問題を処理する秩序……鍛冶）から正の取引費用の秩序（現実の秩序……同）へと移れば、たちどころに明らかになるのは、この新しい世界における法的システムの決定的な重要性である。私は「社会的費用の問題」の中で、市場において取引されるものは、経済学者たちがしばしばそうだと思っているような実在物ではなく、ある行為を行うことのできる権利であり、諸個人の所有する権利は法的システムにより確定されていると説明した。取引費用ゼロの仮説の世界では、交換の当事者たちが、生産物の価値を引き上げるためならどんな手段でもとろうとして、その妨げとなっている法の規定を変更しようとするだろうと想像できるが、正の取引費用の世界ではそのような行動はきわめて高くつくし、利益がないであろう……(中略)……このことのために、諸個人が所有する権利は、義務や特権とともに、大部分のところ、法の定めるものとなる。結果として、法的システムが経済的システムの動き方に大きな効果を持ち、ある点ではそれをコントロールしているといってもよい¹⁸⁾。」「……経済学者たちが、売買が行われる制度的設定を特定することなしに交換の過程を論じているのは少し変である。なぜなら、これが生産の動機や取引の費用に影響するからである¹⁹⁾。」

Ⅲ. 経済学と法研究

法研究の領域での『法と経済学』についてCoaseはどのように考えていたのであろうか。経済学的研究にとっての『法と経済学』の必要性を主張した、先に引用した箇所につづけて、「……これらの権利が、それをもっとも生産的に使用できる、また、それをそうするように仕向けようという動機をもつ人々に割当てられること、および、そのような権利の分配を発見し（持続させる）ために、権利の移転費用が法の明快さによって、また、移転が面倒でなくなるように法的要件を整えることで、安価であることが希ましいのは明白である。これは、適切な財産権システムが存在する（および、それが守られている）場合にのみ起こりうるのであるから、こ

18) R. H. Coase 'The institutional structure of production,' *American Economic Review*, vol. 82 no.4 (1992), p.717.

19) *ibid.*, p.718.

れほど多数の法学者が（少なくとも合衆国においては）そのような財産権システムの特徴を明らかにする作業を魅力あるものとみるのはなぜか、また、『法と経済学』という科目がアメリカの法科大学院で繁栄しているのはなぜかを、容易に理解できる。まったく、作業は、5年か10年以内に課題解決の概略が描かれるであろうと信じても楽観的すぎることはないようなペースで前進しつつある²⁰⁾。」

Coaseはここでは、二つのことを指摘している。一つは、効率性や生産物価値最大化を基準とする経済システムにとってもっとも希ましい法的システムはどのようなものかということ。他の一つは、効率性を基準として法システムのあり方を検討する法研究が、アメリカ合衆国で盛んであり、法学者たちの多くを惹きつけ、法科大学院でも人気の高い科目となり、研究が大幅に前進していることである。前者は、経済学の立場で法システムをとり扱う以上は当然であろうが、後者は、法システムへの経済学的アプローチが、アメリカ合衆国では法学分野へも深く浸透し、法の研究・教育で隆盛を極めていているという事実の指摘で、この現象は経済学の立場で法システムをとり扱うという点からは歓迎すべきことであろう。それでは、法システムを法学の本来の（固有のといってもよい）立場からとり扱う研究・教育にとって、この現象はどのような意味をもつのであろうか。換言すれば、効率性を基準とする経済学的アプローチが法学分野に浸透し流行することが、法学にとってもつ意味は何かである。経済学者であるCoaseにたいしてこの問いに答えることを求めるのは筋違いであるといえようが、あえて、Coaseの著述から答えを推測してみることにしよう。

一つの材料は、経済学と隣接学問分野の境界について論じたエッセイ²¹⁾である、はじめに注意しておかなければならないことは、Coaseが、学問分野の分化・定立をとり上げているのではなくて、学問分野間の境界線とその変動について述べていることであり、どこに、いかにして境界線が引かれるのであろうかという問いにたいする答えにすぎない。「いかにして学問分野の境界線が現状のようになるかと問われれば、私の出す大まかな答えは、競争により決まるということである²²⁾。」提起された問題に満足を与える回答を出す「開業者」が市場を駆け、失敗する者が市場を喪う。現在は、経済学が競争上優位に立ち、境界を駆け、他の学問分野の領域であったところへも浸透を強めている。「私がよく知っている際立った例は、法の研究で

20) *American Economic Review*, *op.cit.* p.718. 岸田雅雄は、新古典派経済理論の論理の特徴を詳しく分析したうえで、アメリカ社会がこの理論に適合する「経済合理的な」社会であることを指摘している。そこでは経済活動以外においても「経済合理性」が人々の思考や行動を強く制約している。岸田は、さらに、アメリカに伝統的なコモン・ローの法体制が、膨大な判例の集積を生む一方で、それらを一貫した法的原理の存在を確めがたくしており、「経済的合理性」が法の領域においても統一原理として用いられる下地となっているとも述べている。岸田雅雄『法と経済学』（新世社、1996年）、2章および3章。

21) Ronald H. Coase 'Economics and contiguous disciplines,' *Journal of Legal Studies*, vol.7 (1978), pp.201-211.

22) *ibid.*, p.202.

の経済学の使用である²³⁾。]

経済学の隣接領域への進出は、経済学者たちが経済システムに係わる主要な問題を解決してしまい、残されたのが瑣末なものばかりとなり、本来の市場が狭隘となって溢れ出したからではない。また、現代の経済学者たちが広い基礎をもつ教育を受け、近接する分野にたいする関心が高まり、経済システムの呈示する狭い範囲の問題に閉じ込められるのが不満になったからでもない。経済システムの難問は未解決のまま残り、経済学者たちの関心の範囲はむしろ狭くなっているのにもかかわらず、経済学者たちが成功できる分野を捜し求めたことと、経済分析の用いる高度に形式化され洗練された手法のもつ魅力が進出の原動力となったのである。

では、経済学者たちの進出は将来どうなっていくであろうか。経済学者たちの仕事の増加は、分析技術や接近方法が優れていたからであることは明らかであり、他の多くの社会科学の分野でこれらが採用され、問題の解決に実績を挙げてきた。他の分野でそれらが必要とされるかぎり、その用途はさらに広がっていく。短期的にみれば、その取扱いに長じている経済学者たちの活躍の場はさらに広がるであろう。しかし、長期的にみれば、事情は必ずしも楽観的なものではない。他の分野で、これらの分析技術や接近方法が必要となればなるほど、それらを修得した研究者がその分野で育ってくる。さらにいえば、経済学者たちが得意とする技術や方法は、他の分野の研究内容を豊かにするものではあっても、けっして他の分野での研究すべてを支配してしまうわけではない。それぞれの専門分野にはその分野の研究者が共通してもっている分析技術、理論や接近方法、さらに研究対象が存在する。とりわけ研究対象は、長期的に研究者たちを一つの専門へとまとめあげる力を生む要因となっている。進出した分野に不慣れで、関心領域も狭く、技術や方法の面での優越性も失った経済学者たちは、有用ではあるが従属的な役割しか果たせなくなるであろう²⁴⁾。

Coaseは、経済理論や経済学的アプローチが、他の社会諸科学で、とって代わるのではないが、活躍することのできる手段となりうるという考えにたいして、それは、経済学を人間の選択の研究として定義するからであり、さらに、経済学者は未だかつて人間の選択のすべてを研究したことはないのに、経済学を人間の選択すべての研究にしていくことになると指摘する。たとえば、経済学が他の社会科学にたいしてもつ有利さとは、貨幣というものさしを用いることができることであり、これが分析に正確さを与えている。「経済学が、他の社会科学と比べて、より発展した状態にあるのは、経済的行動を決定する重要な要因を貨幣で測ることができるという(経済学にとって)幸福な偶然のおかげであるのは確かだが、他の諸分野で専門家たちが直面している問題は、たんに経済学者を投入することによって消え去るようなものではないことは明らかである。なぜなら、これらの分野に移動するとき、経済学者たちがふつうは、自分たちの強みをあとに残さなければならないからである。経済学で開発された分析が、大きな修

23) *ibid.*, p.203.

24) *ibid.*, p.203ff.

正なしで他の主題にうまく適用されそうにはない²⁵⁾。」

Coaseによれば、それぞれの専門分野にはそれぞれ独自の対象があり、それに相応しいものさしがある。経済学が貨幣というものさしを（また、効率性というものさしでも同様に）堅持したまで他の分野へ進出すれば、その分野に新たな分析視角をつけくわえ、そのかぎりでも有用であろうが、それはけっして各分野の独自の対象にかかわる主たる問題を消滅させることにはならない。逆に、経済学がそのものさしを修正すれば、経済学的アプローチは単なる技術としてその分野に奉仕するだけとなる。

以上に要約したところから推察すれば、法学にとって『法と経済学』は、効率性という新たな検討基準をもたらす有用な研究方法ではあっても、法の研究の対象に則した研究方法（やそれに相応しい基準）にとって代わるものではありえない。経済学的アプローチは、法学の分野で一時的にどれほど盛んになろうと法研究の一側面でしかないのである。Coaseの主張からはこのような結論が導びけるであろう²⁶⁾。しかし、そんなことよりなにより、Coaseが訴えつづけていたのは、経済学の研究のあり方であり、完成されたと思われる理論のかけに閉じ籠るのではなく、現実の経済システムの動きにとりくむこと、しかも諸社会システムの存在や変化とかかわらせながら理解を深める作業に邁進することであった。

25) *ibid.*, p.206ff 「合理的人間」により行われる「満足度（あるいは効率）」を最大化させる選択という経済学における「人間の選択」の研究手法は、経済学が他の学問分野へ進出したときにもそのまま維持されるのであろうか。

もし、修正が加えられるとすれば、前提や基準がどう変容するのであろうか。修正の果ては、「条件付きの最適化問題を解く手法」へと還元されることになり、変数と関数を選ぶことによって、その汎用性はずいぶん大きくなるが、数学的処理の一技法となった経済学は、どの分野においても研究方法の中核とはなりえない。（ひょっとすると、自らの本拠においても？……）。

26) 取引費用ゼロとなる事例を探して、さまざまな法的紛争を検証したり、人為的に取引費用ゼロの状況を作り、そこでの人間行動を観察したりする、多数の法学者が1980年代には現われている。「コースの定理」の呪縛は、一時、猛威を振ったが、イェール大学におけるシンポジウムは、それらの検証や実験が法研究を一歩たりと前進させるものではないことを明らかにした。*The Yale Law Journal*, vol. 99 (1989), pp.549-635. には、John J. Donohue IIIの主報告とRobert C. Ellicksonの討論、George J. Stiglerの覚書、およびDonohue IIIの反論が収録されている。